

英語入試問題作成における著作物の 改変と教材等への二次利用

九州大学大学院法学研究院教授

小島 立

日本テスト学会第20回大会公開シンポジウム

2022年9月4日(日)



九州大学

目次

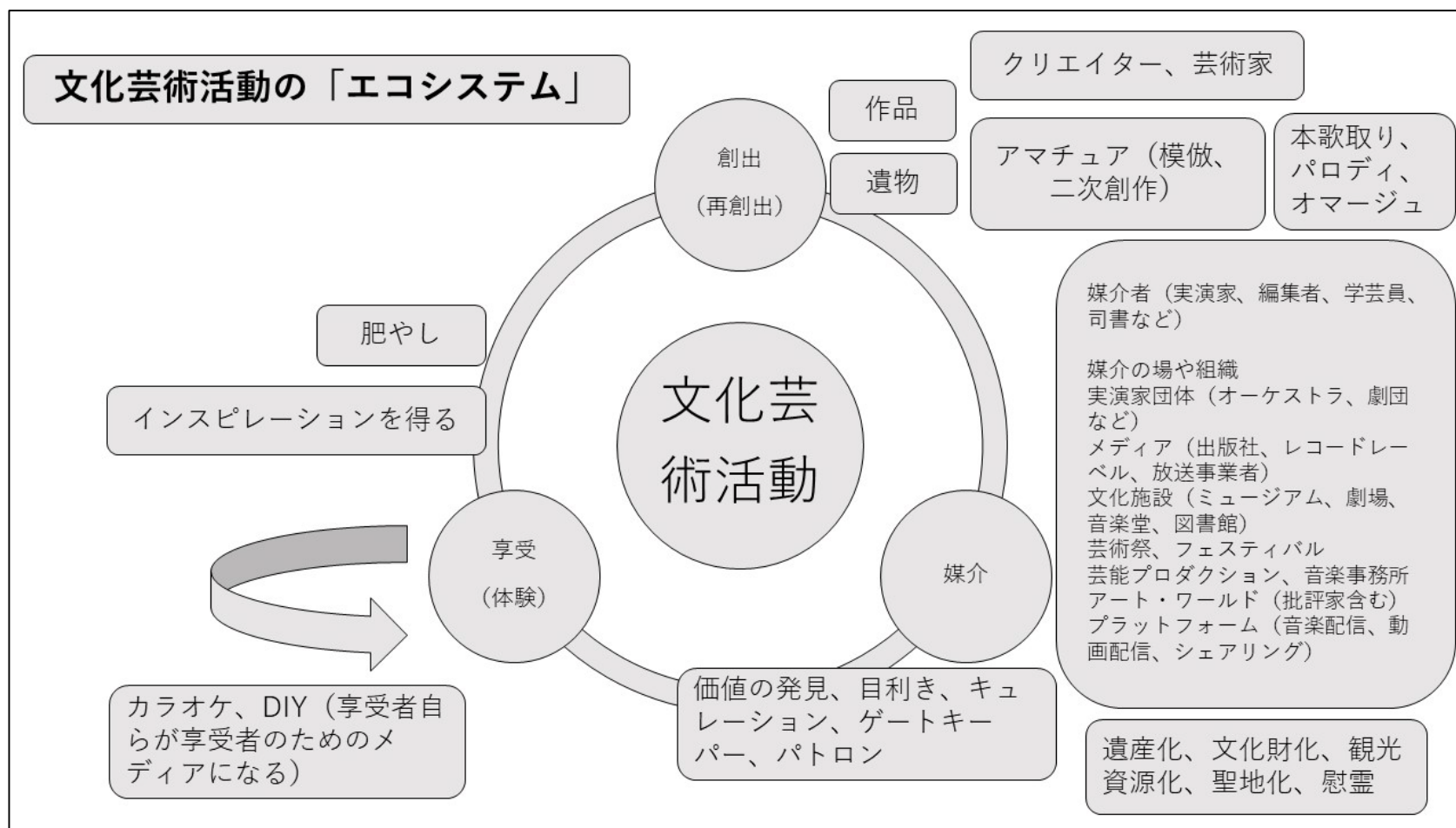
1. 本日の報告内容
2. 著作権法の概要
3. 英語入試問題の作成
4. 英語入試問題の「二次利用」
5. 英語入試問題と著作権法
6. 著作権法との緊張関係を乗り越えるために

1. 本日の報告内容

- 報告の進め方

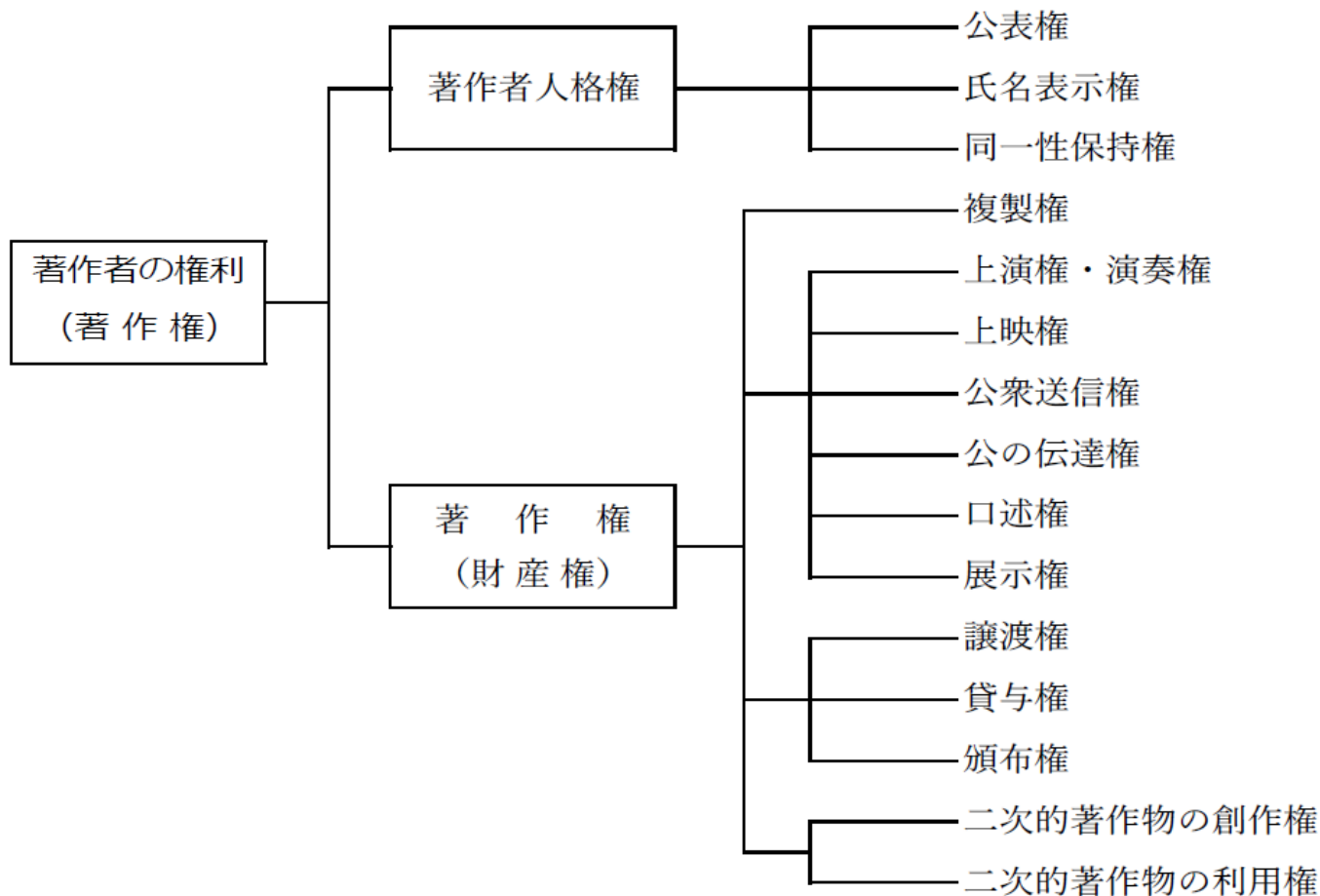
- 英語入試問題の作成における著作物の改変について、現場の実態を踏まえつつ、その必要性和許容性について検討したい。
- 英語入試問題の「二次利用」において生じる著作権法の課題について検討したい。

2. 著作権法の概要



出典: 小島立「『文化芸術活動が行われる場や組織』について」法律時報93巻9号(2021年)95頁

2. 著作権法の概要(続)



2. 著作権法の概要(続)

- 著作者の権利

- 著作者人格権と著作権のカタログ

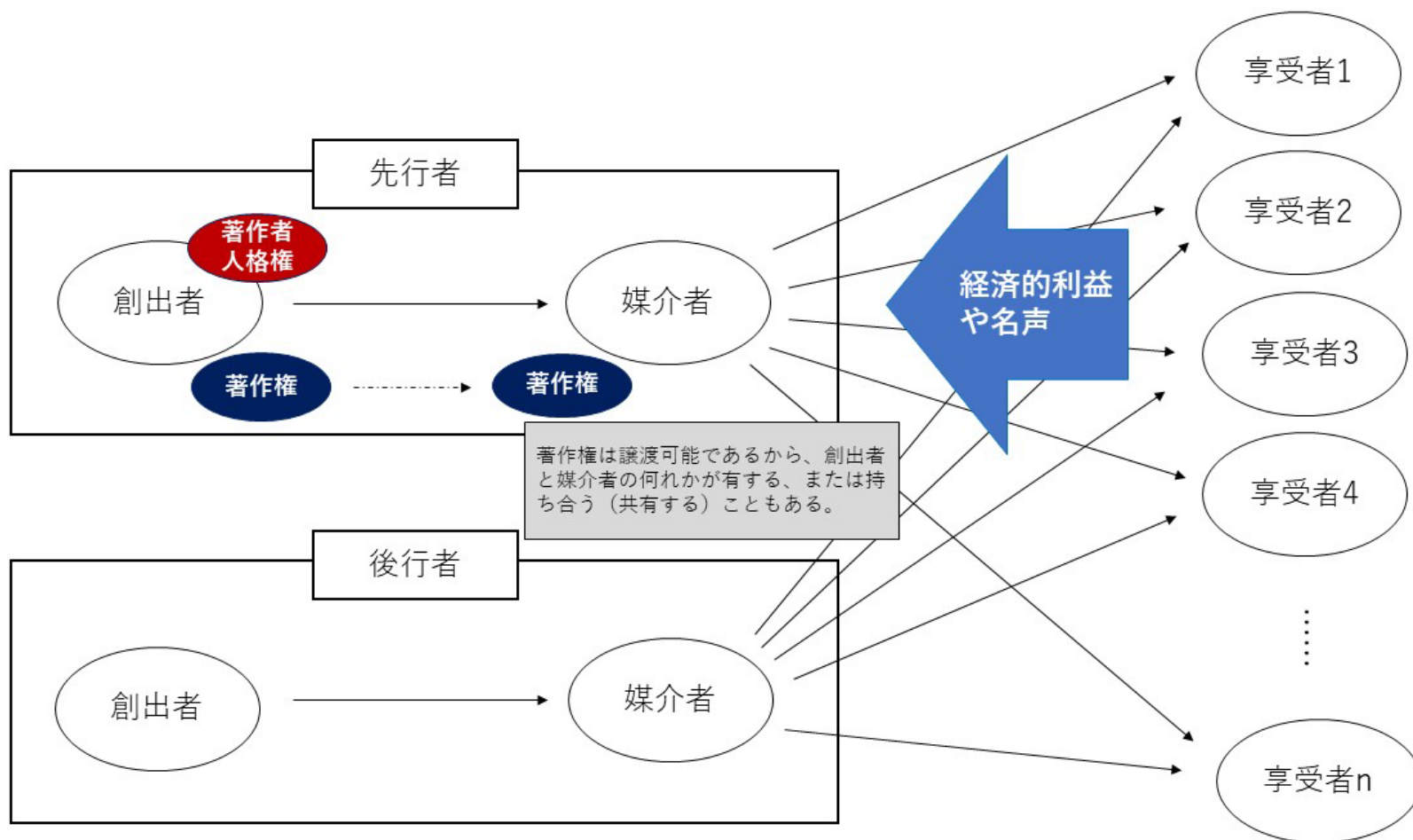
- ✓ その多くは、著作物の**媒介**と、そのための著作物の**創出**に関わる。

- 著作者人格権と著作権の違い

- ✓ 著作者人格権は**譲渡できない**。

- ✓ 著作権は**譲渡できる**ため、**媒介者に権利が譲渡**されていることも珍しくない。

2. 著作権法の概要(続)



2. 著作権法の概要(続)

- 著作権の果たす機能

- ①文化的表現を世の中に送り出す過程での創出者と媒介者の交渉の促進
 - ✓ 著作権者人格権および著作権が創出者に与えられなかったら、何が起きうるか...？
- ②文化的表現が世の中に送り出された後の創出者と媒介者の間の力関係への影響
 - ✓ 著作物の多くは、品質が平準化され、複製物または公衆送信の形で社会に広範に伝達される。
 - ✓ 「人気商品(ブロックバスター)」と「売れっ子(スーパースター)」が生まれた場合には？
- ③いわゆる「模倣品」への対策
 - ✓ 先行者(先行する創出者と媒介者)と後行者(後行する創出者と媒介者)の関係

2. 著作権法の概要(続)

• 著作権の効力

- 著作権の保護対象(著作物)は、「創作的な表現」(著作権法2条1項1号)である。
 - ✓ アイディアは保護されない。
 - ✓ 事実 は保護されない。
 - ✓ 「ありふれた表現」は保護されない。
 - ✓ お金と労力を注ぎ込んで情報を集めただけでは保護されない(いわゆる「額に汗」)。
- 著作権侵害が成立するためには、他人の著作物に依拠していることが必要である。
 - ✓ 他人の著作物の存在を認識せずに、ある文化的表現を独立に創作した場合には、それが他人の著作物と同一または類似していたとしても、著作権侵害とはならない。

2. 著作権法の概要(続)

- 著作権の**制限**

- 教育関係で重要なものとしては...

- ✓ 私的使用のための複製(著作権法30条)
- ✓ 図書館等における複製(著作権法31条)
- ✓ 引用(著作権法32条)
- ✓ 教育機関における複製等(著作権法35条)
- ✓ 試験問題としての複製等(著作権法36条)
- ✓ 営利を目的としない上演等(著作権法38条)、etc.

3. 英語入試問題の作成

【出典】研伸館「強者の戦略第74回
原典との比較から見えてくるもの」
(2019年6月21日)

https://tsuwamono.kenshinkan.net/way/pdf/19english_01.pdf

- 入試問題におけるテキストの書き換え

Another change in this period was the protection of children from parental abuse and neglect, which were subjected to intense scrutiny and challenged increasingly by government authorities. In 1889, both France and Great Britain passed laws against cruelty to children, including that caused by their parents.

2019 東京大学入学選抜試験 英語第1問(A)第3パラグラフ1・2文目

Another change in this period is the protection of children from abuse and neglect by their parents. Parental neglect and abuse were subjected to intense scrutiny and challenged not only by private philanthropies, but increasingly by government authorities. The state also increasingly challenged parental authority and autonomy in child rearing. In 1889 both France and Great Britain passed laws against child endangerment, including that caused by their parents (Alaimo 2002).

Hanita Koshier, Asher Ben-Arieh, Yael Hendelsman (2017), *Children's Rights and Social Work*, Springer, p.11

3. 英語入試問題の作成(続)

- 書き換えられている部分を挙げてみると...
 - abuse and neglect by their parents → parental abuse and neglect
 - Parental neglect and abuse were ...の2文 → which were subjected to ...という関係詞節に書き換えられ、1文目に統合されている。
 - child endangerment → cruelty to children
 - 別の著者の見解を引用していることを示す“Alaimo 2002”の表記が削除されている。
 - ✓ 上記の指摘は、研伸館「強者の戦略第74回 原典との比較から見えてくるもの」(2019年6月21日)による。
- https://tsuwamono.kenshinkan.net/way/pdf/19english_01.pdf

3. 英語入試問題の作成(続)

- 英語入試問題の**作成プロセス**

- **テーマ**を選択する。

- ✓ 社会動向

- ✓ 過去問

- **テキスト**を選択する。

- ✓ 典拠(著者、出版社なども考慮する)

- ✓ 長さ(語数)

- ✓ 難易度

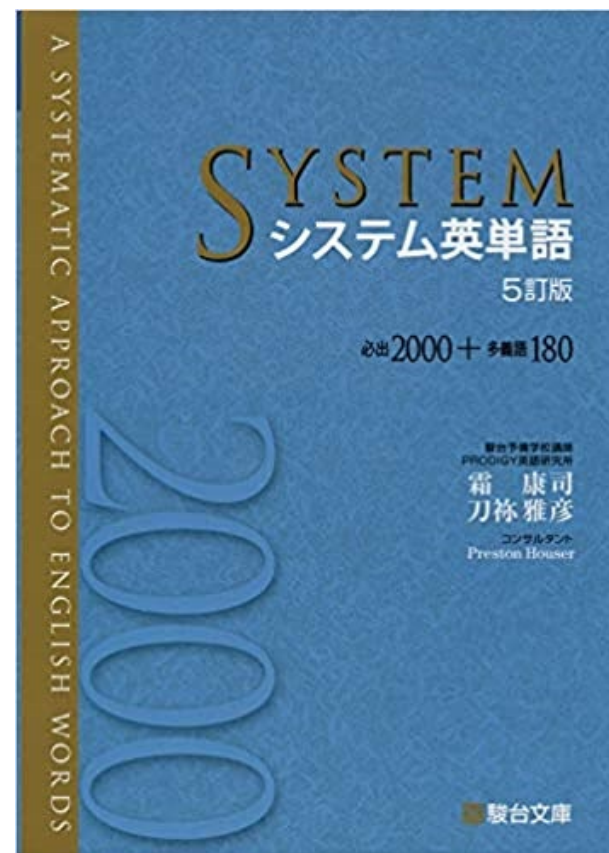
3. 英語入試問題の作成(続)

- 英語入試問題の作成プロセス(続)
 - いわゆる「**受験英語**」とのすり合わせを行う。
 - ✓ **単熟語の難易度**をチェックする。
 - ✓ とりわけ国立大学において、**高校必修レベル**に収めるべきであるという要請は強い。
 - ✓ **Glossary(用語集)**を作成する。

3. 英語入試問題の作成(続)



ターゲット編集部(編)『英単語ターゲット
[6訂版]』(旺文社、2020年)

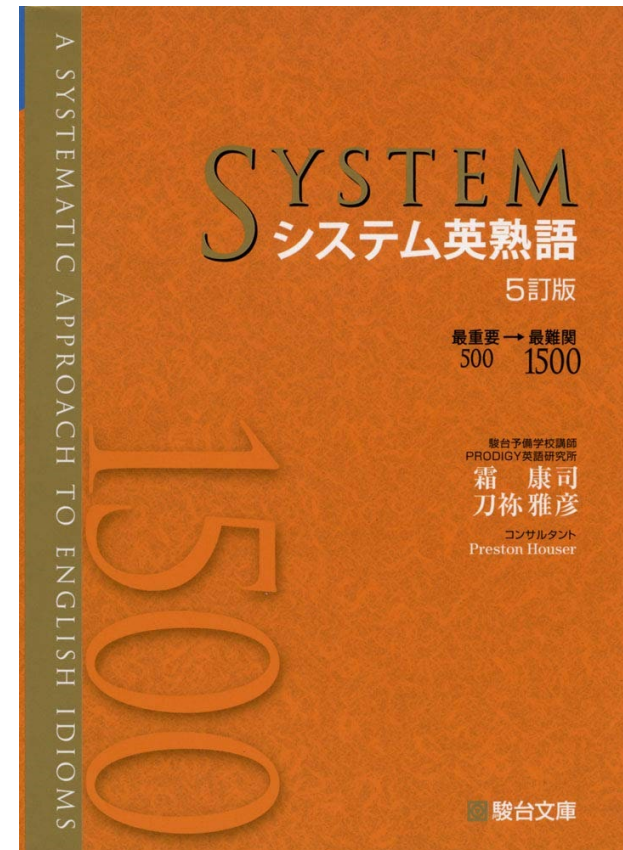


霜康司＝刀祢雅彦『システム英単語[5
訂版]』(駿台文庫、2019年)

3. 英語入試問題の作成(続)



花本金吾『英熟語ターゲット〔5訂版〕』(旺文社、2021年)



霜康司＝刀祢雅彦『システム英熟語〔5訂版〕』(駿台文庫、2019年)

3. 英語入試問題の作成(続)

- 英語入試問題の作成プロセス(続)
 - テキストを適切な難易度と長さに収める。
 - ✓ テキストの一部をカットする(場合によっては、つなぎ合わせる)。
 - ✓ (通常は) Glossaryの数を減らす。
 - ✓ 英英辞典を用いたりしながら、テキストを書き換える。

4. 英語入試問題の「二次利用」

- 英語入試問題の「**二次利用**」とは？
 - 東京大学のウェブサイトには、「2次利用（更に複写し他者に配付したり、過去問題集を作成したり、インターネット上で掲載したりする場合等を含む。）」と書かれている。
 - ✓ 東京大学本部入試課「東京大学第2次学力試験入学試験問題の2次利用について」（2016年4月1日）
<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400040762.pdf>

4. 英語入試問題の「二次利用」(続)

- 英語入試問題の「二次利用」とは？(続)

- 問題集や参考書への掲載

- 入試問題の掲載は、いわゆる「過去問集」(例えば、赤本、青本など)にとどまらない。

- 入試問題は、幅広い参考書や問題集に掲載されている。

4. 英語入試問題の「二次利用」(続)

- 英語入試問題の「二次利用」とは？(続)
 - 日本文藝家協会の掲げる「製作物」は以下のとおり
 - ✓ 学習参考書
 - ✓ 入試問題集
 - ✓ 塾教材
 - ✓ 市販用教科書準拠教材
 - ✓ 学校直販用教材
 - ✓ 副読本
 - ✓ その他

日本文藝家協会「著作物使用許諾申請書 教育目的
出版物(印刷物・入試問題集・学習参考書等)用」

<http://www.bungeika.or.jp/fm/14-1/fm.php>

4. 英語入試問題の「二次利用」(続)

- 「二次利用」された**問題集等の利用実態**

- 参考書や問題集等の利用実態も**多様**なはずである。

- ✓ **自学自習**

- ✓ **塾や予備校**(とその予習・復習)

- ✓ 高校の**正課**(とその予習・復習)

- ✓ 高校の**補習**(とその予習・復習)

5. 英語入試問題と著作権法

- 英語入試問題の作成と「二次利用」に、**著作権法**はどう関わるか？
 - 英語入試問題の**作成**と著作権法
 - 英語入試問題の「**二次利用**」と著作権法

5. 英語入試問題と著作権法(続)

上野達弘(編)『教育現場と研究者のための著作権ガイド』(有斐閣、2021年)

※入試問題については、同書第4章第5節〔横山久芳執筆〕を参照

※報告者は、「第6章 学生・生徒への著作権教育」を執筆

<http://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641243446>



5. 英語入試問題と著作権法(続)

- 英語入試問題の**作成**と著作権法

- 主に問題になる**権利制限規定**は以下の3つ

- ①試験問題としての複製等(著作権法36条)

- ②出所の明示(著作権法48条)

- ③同一性保持権の制限(著作権法20条2項4号)

- 英語入試問題の作成においては、上記②と③に課題がある。

5. 英語入試問題と著作権法(続)

- 英語入試問題の作成と著作権法(続)

- **出所の明示**についての課題

- ✓ 日本文藝家協会「入試問題に関する要望書」(2021年7月25日)

- <http://www.bungeika.or.jp/pdf/20210725.pdf>

- ✓ 海外著作権連絡協議会「出典明示のお願い」

- <http://kaicho-kyo.jp/wp/copyright/23-2/>

- ✓ 海外著作権連絡協議会「大学入試英語問題の出典明示状況」

- <http://kaicho-kyo.jp/wp/copyright/%e5%a4%a7%e5%ad%a6%e5%85%a5%e8%a9%a6%e8%8b%b1%e8%aa%9e%e5%95%8f%e9%a1%8c%e3%81%ae%e5%87%ba%e5%85%b8%e6%98%8e%e7%a4%ba%e7%8a%b6%e6%b3%81/>

5. 英語入試問題と著作権法(続)

- 英語入試問題の作成と著作権法(続)

- **テキストの書き換え**についての課題

- ✓ 日本文藝家協会「入試問題に関する要望書」(2021年7月25日)

- <http://www.bungeika.or.jp/pdf/20210725.pdf>

5. 英語入試問題と著作権法(続)

- 英語入試問題の作成と著作権法(続)

- テキストの書き換えが「やむを得ない改変」(著作権法20条2項4号)に当たるかどうか？
- 同一性保持権に配慮すべきであるものの、ある程度の改変の必要性があるという共通了解は存在する。

5. 英語入試問題と著作権法(続)

- 英語入試問題の「**二次利用**」と著作権法
 - 二次利用においては、著作者and/or著作権者の許諾が必要となる。
 - ✓ テキストの二次利用については後に検討する。
 - 出題者である大学が、入試問題についての著作権を有することもある。
 - ✓ 「東京大学第2次学力試験入学試験問題の2次利用について」
<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400040762.pdf>

5. 英語入試問題と著作権法(続)

- 英語入試問題の「二次利用」と著作権法(続)

- 英語入試問題の作成における課題は、**二次利用にも影響**する。

- ✓ 問題集等でテキストの出典を明示したいものの、出典が分からないため、著作者and/or著作権者やそのエージェント等(以下、「権利者」という)の**探索コスト**が大きくなる。
- ✓ 二次利用者は、改変されたテキストをそのまま利用したいものの、権利者が当該利用について難色を示すこともある。
- ✓ 当該テキストの利用が許される場合にも、権利者が二次利用者に**高額なライセンス料**を要求することが考えられる。

5. 英語入試問題と著作権法(続)

- 英語入試問題と著作権法との「**緊張関係**」
 - 英語入試問題の作成と「二次利用」において、とりわけテキストの関係で、著作権法との間に「緊張関係」が存在することが分かる。

6. 著作権法との緊張関係を乗り越えるために

- 英語入試問題を取り巻く環境についての報告者の**疑問**
 - ① 権利者は、大学教員が**入試問題を作成する際のプロセスと背景実情**を知っているのか？
 - ② テキストの書き換えをしなくて済む適切なレベルと内容の英文を探すことは難しく、その方向性を厳格に推し進めると、出題者がそのような書き換えをしないで済む文章を探すコストを払うか、自ら英文を作成するコストを払うことになるため、**大学現場にしわ寄せ**が来るのではないか？
 - ③ 予備校や自習だけでなく、高校の現場で過去問等が掲載されている問題集や参考書が日常的に使用されていたり、出題者である大学教員も出題に置いてそれらの参考書を参照したりしていることに鑑みれば、問題集や参考書への過去問等の掲載が難しくなることは、**高校や大学の現場にも悪影響**が及ぶのではないか？

6. 著作権法との緊張関係を乗り越えるために(続)

- 英語入試問題に関する著作権法の課題の位置づけ
 - 英語入試問題に関する著作権法の課題を、**著作権法の枠内**で解決することには**限界**があるのではないか？
 - 英語入試問題に関する著作権法の課題は、わが国の大学入試という**社会制度**に関する問題の一断面なのではないか？

6. 著作権法との緊張関係を乗り越えるために(続)

- 英語入試問題に関する著作権法の課題を**回避**する可能性
 - 一案としては、問題文のテキストを**出題者自らが執筆**することが考えられる。
 - この選択肢を取ることは、少なくとも現状では、**現実的ではない**ようにも思われる。
 - ✓ 大学教員が入試問題作成に割ける**リソースの限界**
 - ✓ 従前は、日本の大学に所属する**外国人教員**も少なかった。
 - ✓ 近時は、極めて洗練された**翻訳ツール**(例えば、Google翻訳、DeepL翻訳など)も登場している。
 - ✓ もっとも、テキストに「**オーソリティ(authority)**」の**文章**を掲載することが期待されてきたのではないか？
 - ✓ オーソリティの文章を用いる以上、「**authorship**」に係る著作権の問題が出てくることは避けられないのではないか？

6. 著作権法との緊張関係を乗り越えるために(続)

- 英語入試問題に関する著作権法の課題を回避する可能性(続)
 - 英語入試問題の作成についての前述の状況は、そう簡単に変わりそうにない。
 - ✓ そうである以上、英語入試問題の「二次利用」において、参考書や問題集等の作り方を大きく変えることも現実的ではなさそうである。
 - 英語入試問題に関する著作権法との緊張関係をどのように**乗り越えていく**べきなのか？

6. 著作権法との緊張関係を乗り越えるために(続)

- 英語入試問題に関する著作権法の課題の解決に向けて
 - テキストの権利者(著作者and/or出版社、または、そのエージェント)の多くは**外国人**である。
 - ✓ 日本の受験制度を**理解していない**、または、それに「**共感**」して**いない**可能性もある(理解しようとしなない、共感しようとしなないことも含む)。
 - 権利者に許諾を取ろうとすると、「**ダメ出し**」される、あるいは、「**ふっかけられる**」可能性も高い。
 - しかし、そこで相手の言い分を呑むのか、それとも、「**理論武装**」して「**強行突破**」するのか？
 - ✓ 強行突破できる可能性は本当になのか？

6. 著作権法との緊張関係を乗り越えるために(続)

- 英語入試問題に関する著作権法の課題の解決に向けて(続)
 - 「強行突破」する可能性をもたらす**法的なツール**は存在しないのか？
 - ✓ 同一性保持権(著作権法20条)について、「著作物の受け手が、**改変があったことを把握できる場合**については、同一性を害する改変には当たらない」という法律構成を行う可能性
 - ✓ **権利濫用**の適用の可能性(民法1条3項)
 - ✓ **慣習**が制定法に優先する可能性(民法92条)

6. 著作権法との緊張関係を乗り越えるために(続)

- 英語入試問題に関する著作権法上の諸課題の評価
 - 英語入試問題に関する著作権法との緊張関係を、著作権法の「テクニカル(法技術的)」な課題に解消することは適切ではない。
 - この問題は、いわゆる「**文化の衝突(Cultural Conflicts)**」の現れの一つであるとも言えそうである。
 - ✓ Annelise Riles, *Cultural Conflicts*, 71 LAW CONTEMP. PROBL. 273 (2008).
 - 法制度は、この課題をどのように引き受けて、解決策を模索すべきなのか、ということが問われている。

6. 著作権法との緊張関係を乗り越えるために(続)

- 英語入試問題を取り巻く**環境の変化**？

- 英語入試問題の作成のあり方にも、改善の余地はあるかもしれない？

- ✓「入試過去問題活用宣言」

- <https://www.nyushikakomon.jp/sengen.html>

- **オンライン入試**等の進展

- ✓いわゆる「**過去問**」の公開を一定程度制限することが必要になるのではないか？

- ✓「**過去問**」の再利用がなされないと、受験者間の得点を比較して測定することが難しくなるのではないか？

6. 著作権法との緊張関係を乗り越えるために(続)

- いわゆる「**標準テスト**」と著作権法

- 標準テストをめぐる**ジレンマ**

- ✓ 標準テストの出題者は、**試験問題を再利用**することに鑑み、**秘匿**したいと考えるはずである。

- ✓ もっとも、試験問題に関する**透明性**を確保する必要もある。

- ✓ 高校や予備校等の教育現場における「**過去問**」の重要性

- 標準テストの出題者が、**試験問題の著作権**を梃子に、試験問題の**公開を阻む**可能性

- ✓ 松平光徳「ニューヨーク州標準テスト法と連邦著作権法との関連考察」法律論叢72巻5号(2000年)59-125頁

- その他に考慮すべきかもしれないこと

- ✓ 標準テストの試験問題が**営業秘密**と評価される可能性

- ✓ 試験の実施主体の性格によっては、**情報公開制度**との関係

6. 著作権法との緊張関係を乗り越えるために(続)

- 英語入試問題の課題に著作権法はどう向き合うべきか？
 - **受験制度の意義**とそこでの**出題のあり方**という**教育制度**の議論を避けて通ることはできない。
 - 教育現場としても、入試問題およびその過去問が利用できなくなると、様々な支障が生じるかもしれない。
 - 私たちがコンセンサスを得られるような教育制度(その一部としての受験制度)についての**グランドデザイン**が必要であり、そこにおいて、著作権法はどのような役割を果たすべきなのか、ということについての**基本的な視座**が求められる。

ご清聴、ありがとうございました。